	南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（幼獣又は幼獣を伴うものに限る。）	五メートル
	南極鳥類のうち、みずなきどり科に属する種（*Macronectes giganteus*（オオフルマカモメ）を除く。）	
	Catharacta maccormicki（ナンキョクオオトウゾクカモメ）	
	南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種（海氷上にいるものに限る。）	
	南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（繁殖中のものを除く。）	
十一～十六　（略）		
第六十一～六十四南極特別保護地区	（略）	
第六十五南極特別保護地区	一～十一　（略） 十二　当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。 十三　（略）	
第六十六南極特別保護地区	（略）	
第六十七南極特別保護地区	一～九　（略） 十　当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。	

Macronectes giganteus（オオフルマカモメ）	百メートル（科学的調査に必要な場合にあっては、営巣地から二十メートル）

	南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（幼獣又は幼獣を伴うものに限る。）	五メートル
	南極鳥類のうち、みずなきどり科に属する種（マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）を除く。）	
	カタラクタ・マコルミキ（ナンキョクオオトウゾクカモメ）	
	南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種（海氷上にいるものに限る。）	
	南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（繁殖中のものを除く。）	
十一～十六　（略）		
第六十一～六十四南極特別保護地区	（略）	
第六十五南極特別保護地区	一～十一　（略） （新設） 十二　（略）	
第六十六南極特別保護地区	（略）	
第六十七南極特別保護地区	一～九　（略） 十　当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。	

マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）	百メートル（科学的調査に必要な場合にあっては、営巣地から二十メートル）